平成２４年（フ）第２３０号
沖縄県豊見城市字高嶺589番地　豊見城団地市改良住宅Ａ―213号
債務者　上原　香澄
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３７号
沖縄県南城市玉城字喜良原33番地
債務者　城間　照美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４７号
沖縄県浦添市宮城６丁目14番３―401号
債務者　山根　康夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８７号
山口県防府市酢貝１番15号
債務者　脇田　智代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
山口県周南市大字徳山7966番地の１　栗坪第１市住２棟202号
債務者　青山みゆき
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４７６号
札幌市白石区中央１条６丁目１番29号　エルフィーネＶ―201号
債務者　村上　朱美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７４号
札幌市白石区栄通12―４―22　福美荘８号、住民票上の住所東京都大田区上池台４丁目20番７号
債務者　阿部　康幸
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９０号
北海道石狩市花川北２条３丁目19番地
債務者　山本　千華（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１６号
札幌市北区新琴似12条９丁目２番28号　マンション原Ｂ―101号
債務者　富田　良子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７０号
札幌市南区澄川４条４丁目１番10―803号
債務者　星　　大孝
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４６号
札幌市豊平区豊平６条３丁目２番35―503号
債務者　大塚真紀子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９９号
北海道石狩郡当別町六軒町73番地33
債務者　小田島正祐
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３５号
札幌市清田区清田１条３丁目５番２号　第15大成コーポ101号
債務者　佐藤みゆき（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
群馬県高崎市上小鳥町528番地　アイカワハイツＡ―３号
債務者　新井　貴裕
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６２号
愛知県江南市村久野町鈴道146番地
債務者　小池　勝子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８１号
堺市西区上481番地
債務者　北野　克博
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
堺市中区深井水池町3169番地　ハイツ水池502号
債務者　丸投　一義
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
堺市南区美木多上50番地１
債務者　北條　智子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係